

平 2 4 年度 第四次吉見町行政改革大綱・実施計画 【取組状況一覧表】

基本方針 町民との協働・行政サービスの向上

(1) 協働意識の醸成

体系No.	重点実施項目	取組内容	段階	実施状況	具体的な取組内容	効果
111	協働のまちづくりの推進	協働のまちづくりについての意識啓発	実施	A	<ul style="list-style-type: none"> ・町HPに協働に関する情報を集めたコーナーを設置 ・吉見町あふら味噌研究会によるPR活動 ・「ささえあいサービス事業」のしくみづくりを実施(社協・商工会と連携) ・住民による「サロン」の整備 ・図書館事業への協力 ・フレサポーター委員会の充実 ・広報紙による協力者の募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民との協働による町づくりの実現 ・町民との協働による福祉活動の実施 ・意識啓発の促進
		具体的な取組	検討・実施	A	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心まちづくり協議会を通じた交通安全・防犯対策の各種事業の実施 ・コミュニティづくり協議会を通じた取組の実施 ・吉見町あふら味噌研究会による活動 ・「ささえあいサービス事業」(社協・商工会と連携) ・住民による「サロン」の整備 ・介護予防ボランティア及び認知症サポーターの養成 ・母子愛育会・〇8の会・認定農業者協議会 ・農業青年会議所・農業女性グループ ・衛生員及び衛生協力員・街区公園の管理協定(13/22) ・ボランティア養成講座(中学生145名)・松山城跡保存会・文化財ボランティア ・図書館協議会委員・フレサポーター委員会・こども祭り実行委員会 ・文化祭及び芸能発表参加団体 その他、各種団体の協働のまちづくりへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の長所を生かした、協働のまちづくりへの参加が推進された。
		推進体制づくり・実施状況調査	検討・実施	A	<ul style="list-style-type: none"> ・若者のまちづくり参画のための意識調査 ・吉見町住みたいまち創造委員会の設置要綱の規定 ・地域福祉計画策定に関する町民意識調査を実施 ・NPO、ボランティアへの備品の貸出及び資料提供 ・社協及び子育て支援センターとの連携 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民による協働のまちづくりを推進するための体制が整いつつある。

(2) まちづくりへの参加

体系No.	重点実施項目	取組内容	段階	実施状況	具体的な取組内容	効果
121	まちづくり懇談会の開催	総合振興計画策定に伴う住民懇談会 まちづくり懇談会の充実	H22開催 検討	A	<ul style="list-style-type: none"> ・町民による協働のまちづくりを推進するための体制が整いつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者のまちづくりに対する意識の把握につとめた。
122	パブリックコメント制度の活用	パブリックコメント制度	実施	A	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント募集 ・吉見町地域防災計画(平成25年1月) ・(改定)吉見町人権施策基本方針(素案)(平成24年12月) ・パブリックコメントの説明 ・意見提出手続(パブリックコメント)というわかりやすい言葉に変更して町HPに掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の意見提出の機会を設けることができた。
123	審議会委員等の一般公募	審議会委員等の一般公募	実施	B	<ul style="list-style-type: none"> ・一般公募を実施した委員会 ・情報公開・個人情報保護審議会委員 ・吉見町行政改革推進委員 ・吉見町男女共同参画推進委員 ・国民健康保険運営協議会委員 ・環境審議会 ・給食運営委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民参画としての発言の機会が推進され、各組織の活性化につながった。
		審議会等の委員公募に関する要領(仮称)	検討・実施	B	<ul style="list-style-type: none"> ・検討・実施された委員会等 ・吉見町国民健康保険運営協議会・高齢者福祉推進委員 ・地域包括支援センター運営協議会・社会教育委員 ・人権教育推進協議会・集会所運営委員 ・公民館運営審議会・図書館協議会 ・人権教育推進協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般住民の参加を得ることで、会議の活性化につながり、住民参画が促進されることの必要性から検討が始まった。

(3) 行政サービスの推進

体系No.	重点実施項目	取組内容	段階	実施状況	具体的な取組内容	効果
131	行政情報の提供	積極的な情報公開	実施	A	<ul style="list-style-type: none"> 実施内容 ・広報やHP等を活用した情報公開、情報提供 ・財政状況、入札予定及び結果、行政改革の取組等、イベント情報の掲載 ・新しい制度について、各種事業実施、各種申請書、各種制度の概要 ・放射線量、ごみの減量 ・パンフレットの随時見直し ・情報紙の発行 ・議会だより、農業委員会だより、フレサだより、地区公民館だより、けやきだより 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民へ各種制度・事業の普及啓発を図ることができた。 ・より開かれた行政の実現 ・町民が行政・議会に関心を持ち町民の積極的な参画につなげることができた。
		わかりやすい情報提供	実施	A	<ul style="list-style-type: none"> 実施内容 ・巡回バスの運行表を配布(高校進学世代対象) ・専門用語を用いない情報提供 ・提供する情報の整理 ・パンフレットを活用したわかりやすい情報提供 ・速やかな情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の利便性が高まった。 ・町民が行政情報をわかりやすく確認することができるようになった。
		広報、ホームページ、情報公開コーナーの充実	実施	A	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やHP、情報公開コーナーを活用した積極的な周知 ・新たな周知媒体の活用(フェイスブック、ツイッター) ・情報公開コーナーの定期的な点検 ・各施設独自のHPの開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・時代に即した手法を取り入れ、多くの方への情報提供を実施できた。
132	窓口業務の充実	窓口対応の改善	連絡調整	A	<ul style="list-style-type: none"> ・始業時のミーティングによる情報の共有 ・職員間の情報の共有 ・関係各課の情報の共有による、課・係・職の枠を超えたスムーズな対応 ・窓口事務の手順書・マニュアルを作成し窓口対応を改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者への対応が改善された。 ・担当が不在であっても平準化された窓口業務が実施できることで町民へのサービスが向上 ・対応が迅速になり住民サービスが向上した
		各種申請受付事務マニュアル	作成・見直し	A	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口等の対応マニュアルの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者への対応が改善された。 ・担当が不在であっても平準化された窓口業務が実施できることで町民へのサービスが向上 ・対応が迅速になり住民サービスが向上した
		接遇研修の充実	実施	A	<ul style="list-style-type: none"> ・職場内新規採用職員研修において、業務体験を実施 ・各自又は職員同志による、日常的な研鑽 ・必要な研修への参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修への参加などにより接遇技術が向上された。
133	電子自治体の推進	エルタックスを活用した税申告等	実施	A	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税及び個人町民税における国税連携 ・個人町民税及び国保税の年金からの特別徴収 ・事業所からの給与支払報告、法人町民税の申告 ・償却資産(固定資産税)の申告業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率性が格段に向上された。
		電子申請共同システム	一部導入	A	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事等の入札参加資格審査について、埼玉県電子入札共同システムを活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の軽減化が図られた。
		電子入札共同システム	一部導入	A	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事等の入札参加資格審査について、埼玉県電子入札共同システムを活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の軽減化が図られた。
		図書館資料検索予約システム	実施・見直し	A	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料の検索、予約、通知の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの更新、HPのリニューアル後に、インターネット予約や検索機器からの予約件数が増加した。
		施設予約システム	検討	A	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター会議室利用 ・インターネット等による施設予約システムの導入 ・近隣の状況等を確認 ・ふれあいセンター(東野・西部)の施設予約 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民の利便性のために、予約システムの検討が始まった。
庁内LANシステムの活用	実施	A	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室・公用車の一括状況確認 ・「掲示板」による情報の迅速な共有化 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員間での業務調整が省け、時間的コストの削減ができた。 		

基本方針 効率的な行政運営の推進

(1) 事務事業の見直し

体系No.	重点実施項目	取組内容	段階	実施状況	具体的な取組内容	効果
211	事務事業の評価と精査	総合振興計画実地計画による事業の評価・検証	実施	A	・第五次総合振興計画実施計画の新たな方法による評価・検証 ・調査の入力方法について(特に事業予算額)各係の入力担当者及び財政担当の意見を反映。	調査入力方法の改善・工夫により、作業効率の改善に努めている。継続的な調査・研究を進める。
		事務事業ヒアリング	実施	A	・実施計画に基づく調査をもとにした、各課事務事業ヒアリング	限られた財源を有効に活用し、町民ニーズに的確に対応した予算編成につなげることができた。
		事業の精査	一部実施 見直し	A	・各課事務事業ヒアリングを基にした、事業の精査の実施	限られた財源を有効に活用し、町民ニーズに的確に対応した予算編成につなげることができた。
212	事業別予算編成の実施	事業別予算編成	実施	A	・事業別予算編成を実施。 ・事業別予算書については、予算管理の面で細節の集計等が不便となることから、実施していない。	予算編成において、事業計画の実行性の向上と進行管理が図られた。
213	条例・規則等の継続的な見直し	条例・規則等の継続的な見直し	実施	A	・行政手続法及び吉見町行政手続条例に基づく許可等処分事務のデータベース化事業(合計775件のデータをグループウェアに掲載) ・吉見町住みたまち創造委員会設置要綱の策定 ・住宅リフォーム補助金要綱の表現の見直し ・関係法令の改正に伴う条例の見直し ・要綱等の整備見直し ・吉見町下水道条例の一部改正及び施行規則の策定 ・吉見町立小中学校通学区域に関する規則の一部改正 ・吉見町立小・中学校管理規則及び服務規程の一部改正 ・吉見町学校給食センター運営委員会規則の一部改正	適正な法制管理の実現のために、国・県の動向を注視し、適正な行政運営に努めた。
		例規審査会の開催	実施	A	・例規審査会を10回開催(71件審査)(平成25年2月末現在)	適正な法制管理の実現に努めた。
214	補助金等の適正化	補助金の適正化	実施	A	・補助団体の「事業計画」「事業実績」「会計状況」の内容を確認 ・補助の有効性を確認 ・規則・要綱に従い適正に実施 ・予算査定においてヒアリングの実施	補助金が有効活用され、公平性の維持につながっている。各種団体の運営に対し適正な補助を実施できた。
		補助金交付基準	検討	A	実施内容 ・交付基準策定を検討中 ・吉見町補助金等の交付に関する規則に従って交付 ・国・県の同様の補助に準じて実施 具体例 ・吉見町私立幼稚園園奨励費補助金交付要綱 ・吉見町立中学校生徒選派選派費補助金運用基準 ・吉見町就学援助費の支給に関する要綱	交付基準に従い適正な補助の実施、また、交付対象の自立を促すための検討が始まった。
215	民間委託の推進	業務委託の活用(調査・検討)	調査・検討	A	実施内容 ・各事業において民間委託への移行が適正であるか確認 民間委託実施例 ・電算関係・公図関係・土地鑑定関係・介護予防事業・公園管理業務 ・道路代表補正事務・町内配水場の運転管理及び監視・水道メーター検針業務 ・農業行政システムの効率化・フレサよしみ大ホール舞台管理 民間委託検討中 ・学童保育所・図書館 等	効率的な業務の運営と効果的なサービス提供が実施できた
		業務委託の活用(見直し)	見直し	B	・農業行政システム・巡回バスの運行の民間委託 ・内容の精査の実施・学童保育所の送迎業務(指定管理とは別)	効率的な事務と効果的なサービス提供が実施できるよう最新の技術などの情報収集に努めた。
		介護予防事業の民間委託	検討・実施	A	・部分的に社会福祉協議会を含めた民間委託を導入 ・民間事業者のノウハウを生かした多彩な取り組みを展開	限られた職員数で最大限の事業効果を生むことができた。介護予防事業の教室等を専門分野の事業所に委託することにより、多くの教室を同時に開催できることから参加者の確保につながった。
		各施設窓口業務の民間委託	検討	A	実施内容 ・シルバー人材への委託 悠友館の夜間、土曜日の窓口 町民体育館の夜間及び土曜・祝日の窓口 フレサよしみの夜間窓口 ・検討中 図書館	限られた職員数で最大限の事業効果を生むことができ、健全な勤務環境が整い、効率的な事務のための検討を行った。

(2) 組織・機構の見直し

体系No.	重点実施項目	取組内容	段階	実施状況	具体的な取組内容	効果
221	行政組織・機構の見直し	分掌事務の見直し	実施	A	分掌事務の見直し	行政課題に対応できる組織づくりができた
		組織の見直し	実施	A	町の主要事業を強力に推進する体制づくり	行政課題に対応できる組織づくりができた
222	審議会等の見直し	吉見町審議会等の設置及び運営等に関する指針	周知	A	・グループウェアに吉見町審議会等の設置及び運営等に関する指針を掲載。 ・役割等の再点検の実施。 ・吉見町審議会等の設置及び運営等に関する指針を制定	指針に準拠することで、審議会等の適正かつ公正で効果的な運営が図られるように周知に努めた。
		各審議会、委員会等の見直し	実施	A	委員会の見直しを検討・実施 ・情報公開・個人情報保護審議会・人権政策協議会 ・保育所入所選考委員会・環境審議会・水道審議会・下水道事業審議会 ・給食センター運営委員会・社会教育委員・公民館運営審議会委員 ・人権教育推進協議会委員・集会所運営委員・文化財審議会委員 ・図書館協議会・公民館運営審議会 その他の取組 ・吉見町地域防災計画の策定に伴い、パブリックコメントを実施。 所管の委員会・審議会について指針に照らし合わせ精査 役割等の再点検 所管する委員会等の設置目的、内容をそれぞれ精査し、必要に応じ再編等の見直し	各審議会・委員会などの目的に沿った機能が発揮できるよう見直し・検討が行われた。

(3) 定員管理及び給与等の見直し

体系No.	重点実施項目	取組内容	段階	実施状況	具体的な取組内容	効果
231	定員管理の適正化	定員適正化計画	策定			
		定員管理の適正化	実施	A	定年退職者、事務事業及び職員の状況を勘案し、職員の定員管理を実施。 ・H24.8.1付、保健師1名を新規に採用。 ・派遣職員、退職者の状況を踏まえ、H25.4.1付採用試験を実施。	円滑な行政運営の人員が確保された。
232	給与等の適正化	給与等の適正化	実施	A	・人事院、埼玉県人事委員会の勧告に対する国、県の対応を注視、参考に、近隣団体の状況を踏まえ、本年度給与改定を行わないこととした。 ・職員の勤務1時間当たりの算出については、労働基準法の規定が適用されることから、給与と条例の一部改正を行い、整合を図った。	給与制度の運用面での適正化が図られた。

(4) 公共施設の効率的な管理運営

体系No.	重点実施項目	取組内容	段階	実施状況	具体的な取組内容	効果
241	施設管理のあり方の検討	指定管理者制度の活用	検討・実施	B	指定管理制度導入済 ・道の駅・荒川荘 指定管理制度導入検討中 ・悠友館・学童保育所・ふれあいセンター	町からの支出は無く、効率的な運営及び、利用促進が図られた。 所管施設の有効かつ効果的な活用を図り、設置目的に沿った事業が実施できるかについて、指定管理者制度の検討を行った。
		施設の適正な維持管理	実施	A	・施設管理の民間委託の活用・指定管理者制度導入の検討 ・光熱水費の節減等、効率的な管理 ・チェック表や基本レイアウト表を活用した維持管理 ・施設の定期点検や修繕による維持管理	適切な維持管理、施設の有効かつ効果的な活用、利用者の安全確保及び利便性の向上に努めるとともに、施設の早期修繕により経費の圧縮に努めた。
		施設のPR	実施	A	・荒川荘の無料利用券を60歳以上の住民に配布 ・アンケートの実施によるPR ・様々な媒体(広報・HP・ポスター・チラシ・パンフレット)を活用したPRの展開	施設利用を促進するための周知を図ることができ、リピーターの増加につながった。
		保育所の整備	実施			

(5) 職員の意識改革

体系No.	重点実施項目	取組内容	段階	実施状況	具体的な取組内容	効果
251	人材育成の推進	職場内研修	実施	A	【階層別研修】管理職:評価者研修27名、中級:指導・育成能力向上研修55名、初級:段取り力向上研修44名 【全体研修】普通救命講習149名	それぞれの職責に応じた技術、求められる能力の向上が図られた。全体研修では、救命に関する知識の習得が図られた。
		各種研修への派遣	実施	A	彩の国さいたまづくり広域連合における各種研修派遣:47名	それぞれの職責に応じた技術、求められる能力の向上が図られた。
		4級職昇格試験	実施	A	4級職昇格試験実施:とき 平成24年12月21日(金) ところ 吉見町民会館	職員の能力・資質向上のための環境づくりが図られた。
252	人事評価制度の適正な運用	人事評価制度の適正な運用(実施)	実施	A	実施要領等に基づいた制度運用 評価結果の昇給、昇格等への活用 H25.5.9階層別(管理職)研修 実績評価における目標設定、評価手法を中心に研修	課内での課題の共有化、評価結果を活用することにより職員の士気の高揚が図られた。
		人事評価制度の適正な運用(見直し)	見直し	A	実施要領等に基づいた制度運用 評価結果の昇給、昇格等への活用 H25.5.9階層別(管理職)研修 実績評価における目標設定、評価手法を中心に研修	課内での課題の共有化、評価結果を活用することにより職員の士気の高揚が図られた。
		評価者研修	実施	A	実施要領等に基づいた制度運用 評価結果の昇給、昇格等への活用 H25.5.9階層別(管理職)研修 実績評価における目標設定、評価手法を中心に研修	課内での課題の共有化、評価結果を活用することにより職員の士気の高揚が図られた。
		評価結果の給与等反映	試行			
253	職員提案制度の活用	職員提案制度(実施)	実施	A	提案2件	職員の資質及び住民サービスの向上
		職員提案制度(見直し・周知)	周知 見直し	A	・他自治体における取組状況等の取りまとめ ・職員提案制度に関する職員アンケート実施について検討	他自治体の取組状況の把握や提案が少ない要因を探る手段として参考とした。

基本方針 健全な財政基盤の確立

(1) 財政計画の策定

体系No.	重点実施項目	取組内容	段階	実施状況	具体的な取組内容	効果
311	財政計画の策定	中期財政計画(策定)	策定	A	・平成25年度決算を目標年度とした新たな「財政指針」を平成22年度に策定。 ・将来負担比率の低下を目指し財政運営を実施。 ・平成22年度「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」を策定。	将来負担比率及び地方債残高が減少した。
		中期財政計画(見直し)	見直し	A	総合振興計画及び国の財政計画等を考慮した、5か年の「中期財政の見通し」を作成し、毎年度見直しを実施。	中期的な財政運営を図ることができた。

(2) 歳出の抑制

321	経費の削減	コスト意識の啓発	実施	A	・経常的経費の削減 ・空間コストの削減(保存文書整理、資料室等の整理、レイアウト変更、使用規定の制定) ・基幹システムにおける経費削減(クラウド化)・物品在庫管理の徹底 ・リース物件の長期継続契約・職員の意識徹底・定時退庁の徹底	・コスト意識の向上が図れるとともに、経費の削減につながった。
		事務用消耗品の節約徹底	実施	A	・文書フォルダ、ファイルボックスの再利用・棚等の整理によって見つけた事務用品を再利用 ・事業看板、ポスター等の自作作成。・必要最低限の物品請求。	・コスト意識の向上が図れるとともに、経費の削減につながった。
		光熱水量、通話料の抑制	実施	A	・パソコンの省エネモード設定・休憩時間等のこまめな消灯 ・夏季における業務終了後の消費電力量削減を目的とした庁内巡回 ・施設のエレベーター休止・電子メール活用による電話代削減 ・エアコンの設定温度の調整・水道メーターの定期点検による水道料金削減	・コスト意識の向上が図れるとともに、経費の削減につながった。
		コピー、印刷枚数の抑制	実施	A	・コピーの両面印刷及び割付印刷による枚数削減・ミスコピーの裏面活用 ・50枚以上印刷時の印刷機活用	・コスト意識の向上が図れるとともに、経費の削減につながった。
322	公用車の管理・運用の見直し	安全運転の徹底	実施	A	グループウェアを活用した安全運転の啓発、車両担当者会議を通じ安全運転への取組みとともに、エコドライブを推進。	公用車の事故を抑制した。
		公用車の集中管理	実施	A	グループウェアによる公用車管理により、空き公用車の有効活用に取り組んだ。	公用車を有効に活用できた。
		担当者連絡会議	実施	A	職員の安全運転のため、車両担当者会議を開催。	公用車の適正な管理とともに、職員の安全運転意識の高揚が図られた。
		エコカー等導入検討	検討・導入	A	各課で独自に対応しており、統一的な扱いは定めていない。	エコカー導入 平成24年度中 2台(軽自動車を含む)

(3) 自主財源の確保

331	町有財産の有効活用	町有財産(土地・建物)の貸付等有効活用	実施	A	貸出事例 ・さくら堤公園駐車場・農業構造改善センター1F等	使用料徴収による歳入増 H24貸付け実績38件1,536,792円
		未利用財産の売却	実施	A	・未利用財産の払下げ ・道路払下げ	廃道敷地売却による歳入 H24実績 2件 746,880円
332	有料広告の掲載	広報よしみへの有料広告の掲載	実施	A	平成25年3月号までに8社、延べ57件の広告を広報へ掲載。	平成25年2月末現在、525,000円の有料広告掲載料の納入。
			調査研究	A	広報等の掲載位置や広告料の検討を行った。	近隣市町村の掲載状況を確認した。
		新たな広告媒体の導入	調査研究 随時実施	A	ホームページへのバナー広告の掲載を実施した。平成25年3月号までに3社、延べ18件のバナー広告を掲載した。	平成25年2月末現在、90,000円の有料広告掲載料の納入。
333	町税等の収納率の向上	納税・納付意識の向上促進	実施	A	・広報での納期のお知らせ・定期的な滞納整理(催告書、給水停止) ・コンビニ収納導入の検討(水道料金)・滞納者への定期的な連絡と丁寧な訪問	・納税意識及び収納率の向上につながった。
		取扱い金融機関の拡大	検討・実施	B	・継続的に検討	継続的に検討した。
		納税・納付環境の更なる整備	検討・実施	A	・コンビニ収納の導入・コンビニ収納導入の検討(水道料金)・口座振替の推進	納税者の利便性が格段に向上し、収納率の向上につながった。
		夜間・休日臨宅徴収	実施	A	・税金会計課と福祉町民課で連携して実施(年4回) ・介護保険料の未納対策として実施・給食費滞納者に対して、丁寧な訪問を実施	収納率の向上と徴収実施日以降の納付につながった。 また、未納者と対面することができ生活状況も把握できた。
		休日納税相談	実施	A	・税金会計課と福祉町民課で連携して実施(月2回) ・実施を検討(介護保険)	収納率の向上と、平日に相談や納税が困難な方へのサービス向上につながった。
334	使用料・手数料の見直し	滞納対策の取組強化	実施	A	・差押の実施・短期被保険者証、資格者証の発行(国保) ・滞納者の利用制限(介護保険)・児童手当を滞納分への充当 ・給水停止を含む滞納整理・滞納者への定期連絡、丁寧な訪問	収納率の向上と自主財源の確保につながった。 納税(納付)者間の公平性が保たれた。
		使用料・手数料の見直し	実施	B	・近隣市町村の現況調査、比較 ・見直しの実施 小作料 悠友館 水道料金体系(大口使用者) ・検討の実施 公共施設及び郡内施設 税関係の諸証明の手数料 加工処理センター 道路使用料 ふれあいセンター(東野・西部) 体育施設 フレサよしみ	使用料の適正化により、不公平感が解消され、また、安定した財源の確保につながった。